

基 発 0329 第 8 号
平成 24 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針
の適用について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 9 号。以下「一部改正省令」という。）は平成 24 年 1 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されるとともに、一部改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）の規定に基づき「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 132 号。以下「指針」という。）が平成 24 年 3 月 16 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用される。本指針の趣旨及び細部事項等は、下記のとおりであるので、関係者に指針の普及を図るとともにその運用に遺憾のないようにされたい。

また、関係事業者団体に対しても別紙により、一部改正省令及び指針の周知・普及を図るよう協力を要請したので了知されたい。

記

第 1 指針の趣旨

機械による労働災害を防止するため、機械を使用する事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条）第 28 条の 2 第 1 項の規定による機械に係る危険性等の調査を実施し、調査の結果に基づく適切な保護方策（以下「調査等」という。）を実施する必要がある。

本指針は、調査等の適切かつ有効な実施を図るため、機械譲渡者等が行う機械の譲渡又は貸与を受ける相手方事業者への機械の危険性等の通知を促進するために必要な通知の方法及び留意事項を示したものであること。

第 2 細部事項

1 第 2 条関係

- (1) 本指針における「機械」は、平成19年7月31日付け基発第0731001号「機械の包括的な安全基準に関する指針」（以下「機械包括安全指針」という。）の第1の3の(1)の「機械」の定義によること。また、「一般消費者の生活の用に供するもの」には、例えば、事業場で使用される家庭用電気機械器具があること。
- (2) 第2項の本指針の対象とする作業の範囲は、譲渡又は貸与された機械を使用する事業者が行う全ての作業をいい、当該機械の製造者が実施する作業は対象としないこと。また、「保守等」の「等」には、機械を使用する事業者が機械の設置、解体の作業を行う場合は、これが含まれること。

2 第3条関係

- (1) 第1項第1号及び第2号に関する知識は、機械包括安全指針の第2に示される「機械の製造等を行う者の実施事項」に関する知識が該当すること。
- (2) 第1項により、機械譲渡者等が自ら機械に関する危険性等の通知の作成を行うに当たっては、当該機械の設計、製造及び取扱説明書を作成する部署等が連携し、通知の作成のための組織的な体制を構築すること。
- (3) 第2項第1号の残留リスクマップについては、次の事項に留意するとともに別添1の様式例を参考とすること。
 - ① 機械の全体図が示されていること。
 - ② 機械に関する危険性等の通知の作成を行う者が想定した全ての残留リスクの情報が①の全体図に記載されていること。
 - ③ 残留リスク一覧に記載する各情報と関連付ける記号又は番号が①の全体図に記載されていること。
 - ④ 機械上の箇所が特定されない残留リスクについては、全体図近傍に別枠を設けて記載すること。
 - ⑤ 機械を使用する事業者が保護方策を講じない場合に発生しうるリスク（危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合）の概要（危険、警告、注意等の分類）については、本文書のみで容易に認識できるようにすることが望ましいこと。この場合、分類の定義について冒頭等に記載すること。
- (4) 第2項第2号の残留リスク一覧については、次の事項に留意するとともに別添2の様式例を参考とすること
 - ① 機械に関する危険性等の通知の作成を行う者が想定した全ての残留リスクの情報と機械を使用する事業者が実施すべき全ての保護方策の情報が記載されていること。
 - ② 次の事項が一覧性のある表等にまとめられていること。なお、次の項目の順番は任意であるが、機械を使用する事業者が理解しやすいよう配慮すること。
 - ア 残留リスクマップに記載された機械の全体図の中で、保護方策が必要となる

箇所を特定する記号又は番号

イ 保護方策が必要となる機械の運用段階及び作業内容

ウ 機械を使用する事業者が保護方策を実施しない場合のリスク及び危害（負傷又は疾病）の内容

エ 作業に必要な資格・教育（必要な場合に限る。）

オ 機械を使用する事業者が実施すべき保護方策

カ 取扱説明書の参照部分

- (5) 第3項について、残留リスクマップの中に残留リスク一覧の内容を記載する場合は、別添3の様式例を参考とすること。この場合、残留リスク一覧を別途通知する必要はないこと。
- (6) 残留リスクマップ及び残留リスク一覧は、原則として取扱説明書の冒頭等、機械を使用する事業者の認識しやすい箇所に記載すること。また、機械を使用する事業者が活用しやすいようにする方法として、取扱説明書内に記載するほか、当該取扱説明書とは別に文書や電子データにより提供すること等があること。
- (7) 第4項の機械に関する危険性等の通知の時期については、機械を使用する事業者が、労働安全衛生法第28条の2第1項の規定による機械に係る危険性等の調査を実施するのに支障のないように、十分前もって行うことが望ましいこと。
- (8) 第5項第1号について、機械譲渡者等は、通知の内容について、機械を使用する事業場における安全衛生管理に関する責任部署に直接説明することが望ましいこと。
- (9) 第5項第2号の記録の保存について、その保存期間は機械の耐用年数等を考慮の上、決定すること。

3 第4条関係

本条において第3条第2項の通知をしたこととみなされる相手方事業者は、譲渡又は貸与された機械の改造を行わず、又は当該機械が通知内容と異なる改造がなされていない場合に当該機械を別の相手方事業者へ譲渡又は貸与する者が該当すること。なお、譲渡又は貸与された機械に改造を行った後、又は当該機械が通知の内容と異なる改造がなされている場合に当該機械を別の相手方事業者へ譲渡又は貸与するときには、第3条第1項の機械譲渡者等が自ら機械に関する危険性等の通知の作成を行う者になるものであること。

第3 その他の配慮すべき事項

1 追加的な情報の提供について

機械を使用する事業者が労働安全衛生法第28条の2第1項の規定による危険性等の調査を実施するために必要な場合は、機械の製造者等は、則第24条の13第1項に掲げる事項以外の事項であっても、機械を使用する事業者との協議により

追加的な情報を提供することが望ましいため、機械の製造者に対して、次の事項に配慮しつつ追加的な情報提供を行うよう促すこと。

- (1) 機械の設計・製造段階において、本質的安全設計方策が施された危険源の情報については、機械を使用する事業者等が改造を行う際の危険性等の調査等に必要であることから、その要求により追加的な情報として提供することが適当であること。また、機械の製造者等が残留リスクと判断した根拠についても、機械を使用する事業者等がその判断の適否を確認する必要があるれば、同様の要求により追加的な情報として提供することが適当であること。
- (2) 機械を使用する事業者にとって必要な情報が、機械の製造者等の企業秘密に係る情報である場合や機械の製造者等での負担が過大となる場合には、適切な代償や守秘義務を講じる等、当事者間の契約等に基づき提供することが適当であること。

- 2 機械の使用者から当該機械の製造者に対する機械災害情報の提供の促進について
機械を使用する事業場において発生した機械による災害の情報は、当該機械の製造者による機械の改善に役立つものであるため、機械の製造者においては、機械を使用する事業者に対して、機械の災害情報の提供を求めるよう促すこと。

また、機械を使用する事業者から機械の製造者に対する機械災害情報の積極的な提供が、機械の製造者による機械の改善に不可欠なものであるため、労働基準監督署において機械災害の再発防止の指導を行う際等には、必要に応じ当該機械を使用する事業者に対し、当該機械の製造者に対する災害情報の提供を行うよう促すこと。

なお、厚生労働省においては、平成 24 年度に、機械を使用する事業者から機械の製造者への機械災害情報のフィードバック促進のための仕組みの構築を目的とした委託事業を実施することとしているので、申し添える。

残留リスクマップの様式例（残留リスク一覧を参照する場合）

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ（略称：残留リスクマップ）

製品名：「 」

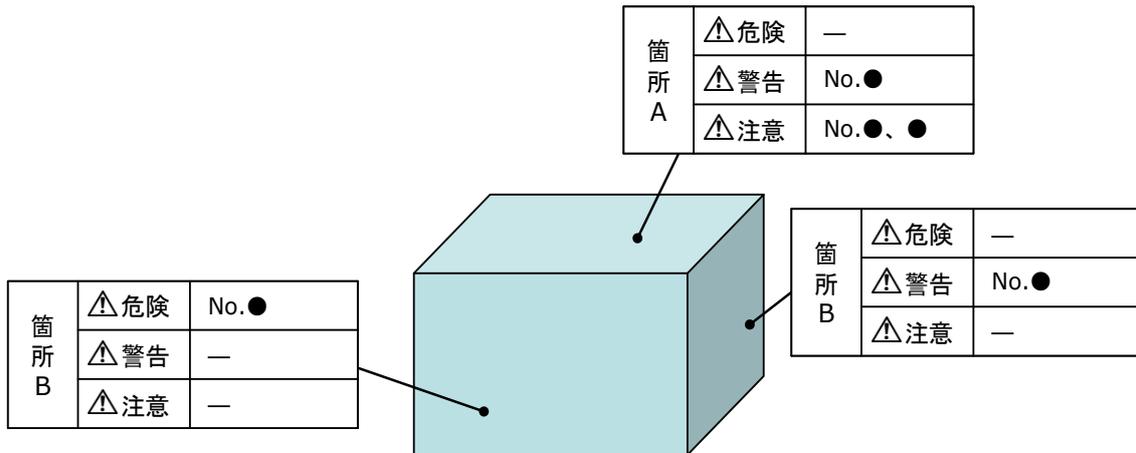
○年○月○日作成
株式会社○○○○○○

※ 必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。

- **⚠危険**：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
- **⚠警告**：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
- **⚠注意**：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

図中に示されている箇所Aの記号及び番号は、本製品の「残留リスク一覧」に記載されているものと一致している。各々の残留リスクの詳細については、「残留リスク一覧」を参照のこと。



機械上の箇所が特定されない残留リスク	
⚠危険	No. ●、●
⚠警告	No. ●、●、●
⚠注意	No. ●

受領確認
○○○株式会社 ○○部 ○○課 ○山 ○太 印

残留リスクマップの様式例（残留リスク一覧の内容を併記する場合）

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ（略称：残留リスクマップ）

製品名：「 」

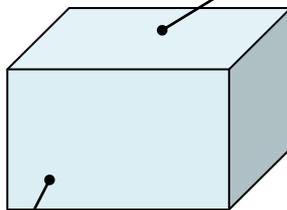
○年○月○日作成
株式会社○○○○○○

※ 必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

※1 残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。

- ⚠危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
- ⚠警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
- ⚠注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

No.	運用段階	作業	作業に必要な資格・教育	残留リスク※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ
1							
2							



No.	運用段階	作業	作業に必要な資格・教育	残留リスク※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ
3							
4							
5							

機械上の箇所が特定されない残留リスク

No.	運用段階	作業	作業に必要な資格・教育	残留リスク※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ

受領確認

○○○○株式会社 ○○部 ○○課
○山 ○太 印

○厚生労働省告示第百三十二号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第二十四条の十三第二項の規定に基づき、機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十六日

厚生大臣 小宮山 洋子

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針

(目的)

第一条 この指針は、機械譲渡者等(労働安全衛生規則(以下「**則**」という。)第二十四条の十三第一項に規定する機械譲渡者等をいう。以下同じ。)が行う機械に関する危険性等の通知に関し必要な事項を定めることにより、機械の譲渡又は貸与を受ける相手方事業者(同項に規定する相手方事業者をいう。以下同じ。)による労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「**法**」という。)第二十八条の二 第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図るために行う当該機械に関する危険性等の通知を促進し、もって機械による労働災害の防止に資することを目的とする。

(適用)

第二条 機械に関する危険性等の通知は、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械で、事業場で使用されるものに関して行うこととする。ただし、当該機械のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

2 **則第二十四条の十三第一項**第三号の機械に係る作業の範囲は、機械を稼働させるための準備作業、運転及び保守等とする。

(機械に関する危険性等の通知)

第三条 機械譲渡者等が自ら機械に関する危険性等の通知に係る次項の文書の作成を行う場合においては、次に掲げる事項について十分な知識を有する者に当該文書を作成させるものとする。

- 一 機械に関する危険性等の調査の手法
- 二 前号の調査の結果に基づく機械による労働災害を防止するための措置の方法
- 三 機械に適用される法令等

2 機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知は、**則第二十四条の十三第一項**各号に掲げる事項について、次に掲げる方法により当該事項を記載した文書を相手方事業者に交付することにより行うものとする。

一 残留リスクマップ(当該機械の絵又は図を用いて則第二十四条の十三第一項第一号の事項のほか、同項第二号から第五号までの事項の全部又は一部を簡潔に記載し、当該機械に関する危険性等の情報の全体像を示したものをいう。)

二 残留リスク一覧(則第二十四条の十三第一項第一号から第五号までの事項を第二条第二項の作業ごとに詳細に記載したものをいう。)

三 前項第一号に掲げる残留リスクマップに則第二十四条の十三第一項各号の事項の全てを詳細に記載した場合には、前項第二号に掲げる残留リスク一覧の方法による当該事項の記載を省略できる。

四 機械に関する危険性等の通知は、機械を譲渡し、又は貸与する時以前に行うものとする。

五 機械譲渡者等は、相手方事業者への機械に関する危険性等の通知に当たって次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 機械を譲渡し、又は貸与する時以前に、当該機械に関する危険性等の通知の内容について、相手方事業者に説明すること。

二 当該機械に関する危険性等の通知に係る相手方事業者の名称、当該通知を行った日等の記録を作成し、これを保存すること。

第四条 機械譲渡者等から機械を譲渡又は貸与された相手方事業者であって、当該機械を別の相手方事業者に譲渡又は貸与しようとするものについては、前条第二項の規定にかかわらず、当該機械について交付された文書を、当該別の相手方事業者に交付することをもって同項の通知をしたこととみなす。

(細目)

第五条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める